

## 商品出荷日の書換えに重加算税

**Q** : 商品の出荷日を改ざんしたとして重加算税が課せられた事案について裁判があったようですが、どのような結果になったのですか？

**A** : 課税庁の主張を認め、重加算税は適法とする判断を下しました。

### 【解説】

この事案は、事業年度末日以前の出荷日を継続して翌事業年度にずらし、翌事業年度に売上を繰延べるという経理処理が、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合しているか等が争点になった事案です。

原告は、商品の出荷は事業年度末までに行われているにもかかわらず、一度作成した納品書や売上傳票の日付を翌期以降にするなどして、売上を繰延べるのは企業が採用している出荷基準に反し不相当であり、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準には適合しないとして課税処分を主張しました。

判決では、決算締切日の取扱いを定めた法基通2-6-1は、売上繰延が每期継続して行われる限り、前期、今期の各事業年度における売上繰延を加除すれば、期間計算を厳格に行った場合と大差がないとして認められているものであるとしたうえで、被告の経理処理は、一般に公正妥当と認められる会計基準に適合しない処理を継続していたに過ぎず、それが継続されていたとしても、一般的に公正妥当と認められる会計処理の基準には適合しないとし、被告の主張を退け、課税処分と重加算税賦課決定を適法とする判断を下しました。

